

令和4年度 沼津市新中間処理施設整備に伴う事業者選定支援業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

沼津市（以下「本市」という。）では、新たな中間処理施設を整備するため、令和4年3月に、「沼津市新中間処理施設整備基本設計（以下「基本設計」という。）」を策定した。新施設の整備にあたっては、財政支出を一定の範囲で平準化することが可能であり、実績を有する事業者も最多であるとともに、民間の創意工夫を取り入れながら経済性や効率性の向上が期待できることから、DBO方式（公設民営方式）により事業を進める計画としている。

本業務は、新中間処理施設の整備事業に係る基本設計及び生活環境影響評価等の結果を踏まえ、事業発注に必要な調査・検討、関係書類の作成から選定した事業者との契約締結までの事業者の選定に係る手続きの総合的な支援を行うことを目的とする。

本業務の実施に当たっては、本市のごみ処理に関する現状把握及び課題の整理、近年の焼却施設の発注動向に関する知識、プラントメーカーの最新技術に関する知見等、幅広い分野にわたる専門性が求められる。また、事業者の選定に関する十分な経験とノウハウ、客観的かつ専門的な情報分析能力及び調査結果の取りまとめに関する高度な専門性も必要であるとともに、業務を遂行するための積極性も求められることから、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

「令和4年度 沼津市新中間処理施設整備に伴う事業者選定支援業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領（以下「本要領」という。）」は、「令和4年度 沼津市新中間処理施設整備に伴う事業者選定支援業務委託（以下「本業務」という。）契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※プロポーザル方式とは、もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業 務 名 | 令和4年度 沼津市新中間処理施設整備に伴う事業者選定支援業務委託 |
| (2) 業 務 内 容 | 別紙「令和4年度 沼津市新中間処理施設整備に伴う事業者選定支援業務委託公募仕様書（以下「公募仕様書」という。）」のとおり |
| (3) 履 行 期 間 | 契約締結日から令和7年3月31日まで |
| (4) 契 約 金 額 | 契約上限額 40,062,000 円（消費税及び地方消費税を含む） |

※受託者は、公募仕様書「9 支払方法」に記載のとおり、該当する業務を、当該年度末までに完了させ、年度毎に、沼津市業務委託契

約款第 30 条及び第 31 条の規定に基づく手続きに準じ、部分払いを請求すること。

【内訳】

- ・ 令和 4 年度上限額 6,567,000 円（税込）
- ・ 令和 5 年度上限額 16,819,000 円（税込）
- ・ 令和 6 年度上限額 16,676,000 円（税込）

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 生活環境部 新中間処理施設整備室 担当：杉本
〒410-8601 沼津市御幸町 16 番 1 号 沼津市役所 7 階
電話：055-934-4889（直通）、055-931-2500（代表）
FAX：055-934-3045
E-mail：shinchukan@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後、契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- （２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- （３）沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- （４）沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- （５）国税及び沼津市税の滞納がある者
- （６）過去 5 年間に於いて、国、地方公共団体等の同種業務の受託実績を 2 件以上有しない者。
ここでいう同種業務とは、「新焼却施設の整備に関する事業者選定業務（アドバイザー業務）」とする。

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和4年8月9日(火) ホームページに掲載
2	質問受付	令和4年8月12日(金) 17時までに電子メール等で
3	質問回答	令和4年8月16日(火) 17時までにホームページに掲載
4	プロポーザル参加申込	令和4年8月19日(金) 17時必着
5	プロポーザル参加承認及び選考会当日案内の通知	令和4年8月22日(月) 12時までに電子メールで
6	企画提案書等の提出	参加承認日から令和4年9月5日(月) 17時まで
7	選考会	令和4年9月8日(木)
8	選定結果の通知	令和4年9月12日(月) 予定
9	契約締結	令和4年9月16日(金) 予定

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール、FAX等（様式任意）により提出する。その際、会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおりとする。なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等でも適宜受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者を匿名とした上で、沼津市ホームページ上に回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4)(5)(6)(7)は不要とする。なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(1) 参加申込書 1部（様式1）

(2) 同種業務実績表 12部（様式2）※契約書及び仕様書の写しを含む

本業務を行うにあたり参考となる有効な業務実績を、最大5件まで記載すること。また、記載した業務については、内容が確認できる資料として契約書及び仕様書の写しを添付すること。なお、同種業務実績表は、複数枚にわたることも可とする。

- (3) 会社概要（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可） 1部
- (4) 登記簿謄本等（申込日から3か月以内に発行されたもの） 1部
 - ・法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書の写しを提出
 - ・個人事業主の場合は、代表者身分証明書の写しを提出
- (5) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式4） 1部
- (6) 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」） 1部
- (7) 納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもので、課税のあるもののみ（市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ）提出） 1部
 - ①法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - ②固定資産税納税証明書（昨年度のもの）
 - ③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
 - ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

8 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会（プレゼンテーション及びヒアリング）の当日案内も併せて通知する。なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。なお、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができるものとする。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可とする）。

- ①企画提案書提出届（様式5）
- ②企画提案書（様式自由）
- ③工程表（様式6）
- ④実施体制調書（様式7）
- ⑤見積書（様式自由、押印不要）

(2) 企画提案書等の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し、作成すること。

- ①「(1) 提出書類」のうち、②～⑤については、すべて自社名を記載せず、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを、各書類の1ページ目の右上に挿入す

ること。なお、自社名が記載されている場合は受け付けない。

- ②「(1) 提出書類」は、日本産業規格 A 4 で作成する。このうち、②～⑤については、この順に左綴じしたものを 1 部とし、これを 12 部提出する。

(3) 注意事項

- ①企画提案書の枚数制限は設けないが、必要事項を端的に整理した上で、作成すること。文字サイズは 11 ポイント以上とし、A 4 サイズ以外の用紙は用いないこと。
- ②企画提案書は、見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法については、具体的に説明するとともに、手順等について簡単なフロー等を用いて示すこと。
- ③本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲内で対応可能な事項について提案を行うこと。
- ④本業務の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、本市が想定する業務内容にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ⑤見積書は、提案する実施項目の費用が分かるよう、内訳を記載すること。
- ⑥全ての提出資料において、片面印刷、両面印刷の指定は行わない。
- ⑦提出後の提案内容の修正は一切認めない。

10 提案する内容

別紙「令和 4 年度 沼津市新中間処理施設整備に伴う事業者選定支援業務委託 公募仕様書」の「6 業務の内容」に示す部分について、提案を行うこと。

11 選考

(1) 選考方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「沼津市新中間処理施設整備に伴う事業者選定支援業務委託契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数の平均点が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

なお、選考会実施時に、学識経験者による助言を踏まえ、本市の部課長にて評価を行った上で、契約候補者を選定する。また、新型コロナウイルスの状況を鑑み、選考方法及び日程を変更とする場合は、別途応募各社へ連絡を行うものとする。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり

(3) 選考会（プレゼンテーション）

選考会は、1 参加者につき 30 分程度（説明 10 分、質疑 20 分）を予定している。日時、会

場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知を行う。プレゼンテーションにプロジェクタ等を使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクタ、接続ケーブル（VGA 端子、HDMI 端子のどちらの PC にも接続可）及びスクリーン（150cm×270cm 程度）は本市で予め準備するものとする。

《プレゼンテーション実施時の注意事項》

- ・プレゼンテーションを行う際、実際に主として業務に携わる者が説明を行わなければならない。
- ・自社名を明かしてはならない。
- ・企画提案書に掲載されていない図や表現をプレゼンテーション時に使用する場合、企画提案書等の内容を補足説明する程度にとどめること。
- ・スライドのデータについては、当日会場にて、CD/R 等の記録媒体により事務局へ提出すること。
- ・使用するスライドを印刷した資料については、選考会当日、12 部提出すること。

12 選考結果の通知

契約候補者選定後、速やかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- （１）企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- （２）選考会指定時間に来場しなかったとき
- （３）「４ 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- （４）提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- （５）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

14 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した公募仕様書となるよう調整した上で、契約を締結し、速やかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであることから、仕様については、契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議を行う。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 沼津市業務委託契約約款 (PDF: 391KB) (契約日: 令和3年4月から))

15 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、本市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印については、沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者は登録のとおりとし、登録のない者は契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

評価項目		配点	合計配点
(1)業務 遂行体制	①同業務の実績は十分なもののか	5	20
	②配置予定者の専門性は十分か	10	
	③事業を円滑に進められるような体制であるか	5	
(2)企画 提案力	④本業務の趣旨を的確に理解し、公募仕様書で定めた業務内容をすべて網羅した適切な提案であるか	20	60
	⑤本市の現状認識や課題の捉え方が的確か	10	
	⑥提案内容と基本設計の関係性は的確か	10	
	⑦提案内容は、理論的であり、現実性があるか	10	
	⑧独自の視点や提案は、本業務において有効か	10	
(3)業務 遂行能力	⑨業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか	15	20
	⑩見積書は提案内容を踏まえたものとなっているか	5	
		100/100	

ただし、合計点数の平均点が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。